

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例及び名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第78号

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例及び名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例及び名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年名古屋市条例第19号）の施行期日は、令和 7 年 7 月 4 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。